

その他生活環境の保全等に関する規定

現行の市条例においては、廃棄物は第56条及び57条で廃棄物の減量及び適正処理の義務として規定されています。

また、第58条で屋外燃焼行為の禁止が規定されています。

改正後の市条例においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）、大阪府循環型社会形成推進条例及び岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例により同様の規定があり、重複しているため削除する事とします。

現行の市条例	改正後の方針案
(資源の循環利用及び廃棄物の減量) 第56条 何人も、資源の循環利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。 (適正処理の義務) 第57条 何人も、廃棄物を処理する場合は、適正に処理しなければならない。 (屋外燃焼行為の禁止) 第58条 何人も、屋外において燃焼行為をしてはならない。ただし、法令等に適合する焼却炉の使用又は法令等によって除外されている行為については、この限りでない。 (工事施工事業者の義務) 第59条 土木工事、建設工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が、道路、公共用水域その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又はたい積しないようにしなければならない。 (勧告及び命令) 第60条 市長は、前2条の規定に違反して周辺の生活環境を著しく阻害していると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講じるべきことを勧告し、又は命じることができる。 (公共用水域の水質保全) 第61条 何人も、公共用水域の水質保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うとともに、水質汚濁の原因となる物質の排出抑制に努めなければならない。 (あき地等の所有者等の義務) 第62条 あき地、休耕地、ため池及び駐車場(以下「空き地等」という。)の所有者、占有者又は管理者(以	廃掃法 大阪府循環型社会形成推進条例 岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例 同様の規定があるため、削除。 上記と同様。 廃掃法第16条の2 焼却禁止 同様の規定があるため、削除。 継続 一部修正にて継続。 前2条を前条に改める。 継続 継続

下「所有者等」という。)は、当該あき地等に繁茂した雑草又は枯れ草を除去することにより、近隣住民の生活環境を阻害しないよう適正に管理しなければならない。

(勧告)

第63条 市長は、あき地等の管理が前条の規定に違反していると認めるときは、その土地の所有者等に対し、期限を定めて雑草又は枯れ草を除去するよう勧告することができる。

継続